

商品取引条項

本「商品取引条項」の定めは、別途乙が定める「総則条項」と一体として「商品取引契約」（以下、「本契約」という）の内容を規定します。

第1条（契約の性質）

甲から乙に対する商品提供の注文は、原則として売買の申込、それがリース予定のときはリース会社とのリース契約の締結を目的とする商品提供の申込（以下、「商品提供依頼」という）とみなすものとします。

第2条（契約の効力）

1. 甲から乙への注文が商品提供依頼とみなされる場合、これに対し乙が別段の意思表示をすることなく甲に向け注文商品を出荷したときは、以降甲は、商品提供依頼を撤回することを得ないものとします。
2. 甲は、前項の出荷を受け甲に納入された商品について、乙とリース会社間の売買契約および甲とリース会社間のリース契約が成立するまでの間、あるいは第5項に基づき甲乙間の売買契約が成立するまでの間、その管理・保管に関し乙およびリース会社に対し、善良なる管理者の注意義務を負担するものとします。甲はこの間乙の許可なく商品を使用、収益することはできず、また譲渡、質入れ、転貸等を行うことは一切できないものとします。
3. リース会社は、甲乙合意の上、変更することができるものとします。なお商品提供依頼の時点でリース会社が未定の場合は、甲は速やかにこれを決定することを要するものとします。
4. 商品提供依頼がなされたときから1ヶ月以内に、当該商品の全部または一部について乙とリース会社間で、甲へのリースを目的とした売買契約が有効に成立しないときは、乙は甲に対し、乙の選択により商品の全部または一部の買取りまたは返還を請求することができるものとします。
5. 前項の場合、乙が甲に対し商品の買取りを請求したときは、当該請求時に甲乙間の売買契約が成立するものとします。
6. 第4項の場合、乙が甲に対し商品の返還を請求したときは、甲は自己の費用で商品を乙に返還することを要するものとします。また乙は、自ら商品の回収を行ったうえ、甲に回収費用を請求することもできるものとします。

第3条（納入）

1. 乙は、納入予定日に、所定の納入場所に商品を納入するものとします。納入場所については、乙または商品供給者所定の納入場所の基準を満たすことを要するものとし、商品は、乙または商品供給者所定の手続および配送方式に従い納入されるものとします。
2. 乙は、納入予定日に商品を納入できるよう合理的な努力をするものとします。ただし、定期行為の場合を除き、納入予定日は確定履行日・履行期限ではないものとします。納入予定日に商品を

【個別条項】商品取引

納入できないことが明らかとなったときは、乙は遅滞なくその旨を甲に通知し、誠意をもってこれに対処するものとします。

3. 納入された商品に、直ちに発見することが可能な品違い、数量の不足または汚損、破損その他の不具合や相違があったときは、甲は直ちにその旨を乙に通知するものとします。当該通知を怠ったときは、甲は、乙に対し、総則条項第3条(契約不適合責任)に定める履行の追完を請求することはできないものとします。
4. 商品納入後の据付・設置・導入/設定・稼動確認等の作業については、商品固有の指定または甲乙間で別段の定めある場合を除き、甲の負担とします。
5. 乙は、必要に応じ附帯サービスの提供を第三者に再委託することができるものとします。

第4条（所有権の移転および危険負担）

商品に関する所有権(有体物の場合)および危険負担は、納入の完了をもって乙から甲に移転するものとします。ただし、所有権については、甲による注文が商品提供依頼の場合は、甲乙間で売買契約が確定するまでの間、甲に移転することはないものとします。

第5条（知的財産権）

1. 商品にかかる知的財産権(ノウハウ、アイデア、コンセプト等を含む)が、本契約の履行により譲渡、移転等することはないものとします。それらの権利の扱い、保証範囲、使用上の条件等については、商品所定の保証書、取扱説明書、使用許諾契約書、使用条件指示書、利用規約その他類似の書面の記載（データ等による表示を含む、以下、併せて「使用許諾条件等」という）に従うものとします。
2. 商品に含まれるソフトウェアプログラムについて、乙がその導入/設定作業を実施することとなる場合は、当該ソフトウェアプログラムの使用条件や導入条件等に対し乙が甲のために甲に代わってする承諾(同意ボタンのクリック等を含む)は、甲による承諾とみなされるものとします。甲は、当該承諾を自ら行うことを希望するときは、予め乙にその旨を申し出るものとします。

第6条（使用期間）

1. 商品所定の使用許諾条件等の下で使用可能な商品について使用期間の定めがあるときは、次のとおりとします。
 - (1) 甲は、予め定められた使用期間中においてのみ商品を使用でき、使用期間を超えて一切使用してはならないものとします。甲は、使用期間を超えた使用を希望する場合は、別途新たな売買契約を締結することを要するものとします。万一、新たな売買契約を締結しないまま使用期間を超えて使用したときは、その期間にかかわらず、乙に対し新たな商品購入にかかる料金相当額以上の損害賠償をすることを要するものとします。
 - (2) 使用期間が終了した場合において使用条件の定めまたは乙の求めがあるときは、甲は、商品媒体の廃棄、データの消去等についてその指示に従うものとします。
2. 商品所定の使用許諾条件等の下で使用可能な商品について、事由のいかんを問わず甲が使用権を失い、解約しまたは使用不能となりあるいは自ら使用しないこととした場合であっても、

【個別条項】 商品取引

それが乙の故意または重大な過失(ほとんど故意と同視すべき著しい注意欠如をいう)に起因する場合を除き乙は一切責任を負わず、甲は、乙に対し料金の返還ないし減額等を求めることはできないものとします。

第7条（中古品）

1. 商品が中古品である場合、保証、サポート等は一切ないものとします。ただし、中古品が製品として使用可能であることを約する特別な定めがある場合において、該当する中古品が納入時にその機能の重要な部分を有していなかったときは、乙は、納入後14日間以内に限り、同等の機能を満たす代品との交換またはそれが不可能だった場合における該当品の料金の払戻しに応ずるものとします。
2. 中古品に記録されたまたは残存するデータについては、乙は、その存否も含め一切責任を負うものではないものとします。なお、甲は、中古品中に存するデータを利用してはならず、またデータ復元を行ってはならないものとします。

第8条（納入停止および商品の回収）

甲が本契約上の義務ないし債務を履行しないときまたはそのおそれがあると認められる相当な理由があるとき、乙は、他の救済手段に加え甲に通知することなく本契約の履行を停止し、または商品を回収の上、費用の一切を甲に請求することができるものとします。

2020年10月1日制定

2024年9月1日改定